

平成30年8月27日

東京二十三区清掃一部事務組合

## 北清掃工場建替計画(素案)説明会における ご意見・ご質問への見解について

### 1 素案説明会の開催状況

日 時	会 場	出席人数
5月18日（金） 午後7時～9時00分	北区立「元気ぶらざ」第1ホール	57名
5月19日（土） 午前10時～12時01分	北区立「元気ぶらざ」第1ホール	31名
5月19日（土） 午後2時～3時39分	北区立「元気ぶらざ」第1ホール	26名
	合計（延べ人数）	114名

### 2 いただいたご意見、ご質問の内訳

説明会場	ご 発 言	11名
	用紙提出	1名
FAX・郵送		111名
合計（延べ人数）		123名

### 3 いただいたご意見、ご質問の概要

No.	分類	件数
1	解体計画について	10
2	建築計画について	16
3	地元還元について	4
4	環境対策について	18
5	住民との協議について	7
6	その他	12
合計		67

### 4 区民の皆さまからのご意見・ご質問とそれに対する見解

素案説明会や郵送において、区民の皆さまからご意見・ご質問をいただきました。いただいたご意見・ご質問の内容と、それに対する当組合の見解をお示しします。  
なお、北区の見解は、「【北区】」と表示しています。

## 1 解体計画について

「全覆い仮設テント」の表記については、「全覆いテント」が商標登録に係ることから、当組合の見解では「全覆い仮設テント」と言い換えております。

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	全覆い仮設テントに代わる工法は何か。	<p>工場棟の周りに足場を建てて、防音シートや防音パネルを隙間なく張ることにより、遮音や防じん対策をします。また、効果を高めるため工場棟より高く設置します。</p> <p>ビルの解体など最も多く採用されている工法で、国土交通省の「建築物解体工事共通仕様書」などに規定された工法です。</p>
2	全覆い仮設テントを設置してほしい。 全覆い仮設テントが設置できない理由は何か。	<p>北清掃工場建替計画での全覆い仮設テントの設置については、次の理由により、極めて困難であると考えていますが、No. 1、No. 3 にお示しした工法により、可能な限りの防音、粉じん対策に努めてまいります。</p> <p>なお、飛灰搬出設備棟は、全覆い仮設テントを設置して解体を計画しています。</p> <p><b>1 地下部埋戻し処理における困難性</b></p> <p>全覆い仮設テントの設置は、組立工事と設置工事に広い作業スペースが必要である。そのため、当組合では作業スペースの確保が困難な場合には、建屋の一部を先行解体して作業スペースを確保してきた。</p> <p>工場敷地が狭隘な北清掃工場においても先行解体により作業スペースの確保は可能であるが、確保した作業スペースの地下に設備室等が在るため組立用大型重機の荷重への対応が課題となる。このため対応策としては、地下部の埋立て処理が最も安全性が高くリスクを回避した確実な処理と考えるが、さらに以下の課題を解決する必要がある。</p> <p>(1) 地下部の埋戻しのためには、地上 5 階部から地下 3 階部に及ぶプラント機器の地下部分を撤去しなければならず、埋戻しの処理前にプラント機器の解体・撤去が必要となる。</p> <p>(2) プラント機器の撤去後、埋戻し処理に着手することとなるが、埋戻し処理は頑強な地盤の確保が必要なことから流動化処理土による方法となる。しかし、建屋面積約 6,000 m<sup>2</sup>地下約 28mに及ぶ膨大な流動化処理土の確保が困難と考える。</p> <p>(3) 地上部の解体終了後、地下部の解体工事及び建設工事に着手することとなるが、着工にあたっては埋戻しに使用した流動化処理土の掘削と搬出作業が必要となる。流動化処理土の掘削は、通常の掘削工事と比較して</p>

		<p>地盤強度を目的として施工したものであり処理量も膨大となることから、工事期間も長期間を見込む必要がある。以上のことから、上記対策を実施した場合には、工程毎に長期の工期と膨大な費用が必要となることから現実的ではないと考える。</p>
		<p><b>2 変形した敷地形状への対応が困難</b></p> <p>北清掃工場の建物は長方形ではなく、変形した敷地に対応するため南側に向かって小さくなっている。そのため、全覆い仮設テントを変形した敷地に対応した形に組み立てた場合、災害（台風・地震等）に対応できる耐久性が必要となり、今後の開発状況を注視する必要があるが、現時点では技術的・経験的知見がなく、安全性確保の担保が困難と考える。</p>
3		<p><b>3 敷地内に移設不可能な東京都下水道局施設が存在</b></p> <p>北清掃工場の敷地南側には、現在使用中の下水道施設（幅約4.3m×高さ約6.2mのコンクリート製暗渠）が埋設されており、全覆い仮設テント設置に必要な基礎の構築が不可能であるだけでなく、全覆い仮設テント自体の荷重や解体用の大型重機の荷重に下水道施設の強度が耐えられないと想定される。</p> <p>このことについては東京都下水道局と協議を行い、埋設されている下水道施設の移設の依頼を行ったが、移設等の予定は無く引き続き継続して存置したいとする要望等の回答を得ているため、困難と考える。</p> <p><b>4 90m超全覆い仮設テントの設置は煙突基礎と重複するとともに消防署敷地に掛かる</b></p> <p>北清掃工場の解体に必要な全覆い仮設テントの幅は、約90m超となる。現在、この規格を満たす全覆い仮設テントは確認されていないことから今後の開発に注視する必要があるものの、設置にあたっては、南西部には現煙突の基礎があり作業エリアが全覆い仮設テントと重複することとなる。また、南東角には消防署が存在し同敷地に掛かることとなり困難と考える。</p>

4	解体工事中の排水対策はどのようにするのか。	解体工事期間中の機器解体エリアで発生した汚水は、敷地内に設置する専用の処理装置により処理した後に下水道へ放流します。
5	工事中、公開緑地にはどのようなものを設置するのか。	監督員事務所や建設業者の事務所を仮設します。また、工事用資材の仮置き場として利用する予定です。
6	工事では、公開緑地の植栽は伐採するのか。	樹木調査を実施して、可能な限り残置します。また、工事への影響により伐採の対象となった場合でも、移植をふまえて今後検討していきます。
7	工事中も公開緑地を開放してほしい。	敷地が狭いことから、工事を効果的・効率的に実施するため、公開緑地は工事利用地として使用する計画としており、工事期間中の開放は安全確保のため、見合わせます。
8	アスベストについて、内壁等の分析調査はいつ実施されるのか。	平成32年度頃を予定しています。
9	防振溝を設置してください。	防振溝も含めて、効果的な振動対策・工法を検討していきます。
10	アスベストについて、法令等に基づく適正処理とはどのような処理・対策なのか。	アスベストの除去にあたっては、大気汚染防止法や労働安全衛生法等の法令や建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境省）等を遵守して実施します。アスベストの含有は、アスベスト含有吹付け材（レベル1）、アスベスト含有建材（レベル2及びレベル3）の3種類があり、アスベスト含有吹付け材（レベル1）とアスベスト含有建材（レベル2）は飛散性、アスベスト含有建材（レベル3）は非飛散性になります。これらの種類により、処理・対策が異なるため、それぞれ上記の法やマニュアルに従い適切な工法によりアスベストを撤去します。なお、どの対策においても飛散しないよう対策を行います。

## 2 建築計画について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	狭隘な敷地の中に300t×2基ではなく、250t×2基又は200t×2基などに変更してほしい。	<p>23区全体から発生するごみの中間処理を確実に行うため、当組合では、一般廃棄物処理基本計画において、安定的で確実な焼却はもちろんのこと、ごみ量の季節変動などに対応できる焼却能力を確保する必要があります。</p> <p>現状においては、焼却能力を下げる程のごみ減量には至っておらず、北清掃工場の建替えについても、この一般廃棄物処理基本計画に基づき計画しています。</p>
2	臭気対策はどのように行うのか。	<p>ごみバンカから発生する臭気の漏洩対策として、プラットホーム内の空気をごみバンカ内に吸引し、臭いが外に出ないようにしています。</p> <p>また、プラットホームの出入口には自動扉を設置するとともに、自動扉が開いたときには、上部あるいは側面から空気を吹き出すエアカーテンを作動させることで、臭気が外部に漏れないようにします。</p>
3	垂直避難施設として活用できる施設にしてほしい。	北清掃工場では、大規模災害時に警察・消防等の救助活動やライフラインの復旧活動拠点として利用できるよう東京都と協定を結んでいますが、災害時には、地域防災への貢献対策についても検討してまいります。
4	「水辺空間との調和」とは、どことの調和か。	「水辺空間との調和」とは、「北区景観づくり計画」との整合を図っての表現です。北清掃工場が存在する赤羽東地区の景観づくり計画には「隅田川沿いに立地する工場等においては、水辺空間との調和と周辺の住宅地に配慮した景観づくりが求められる」と記載されています。北清掃工場の直近には水辺空間はありませんが、北区計画では工場の所在地域を、隅田川を東に見て水辺空間であるという位置付けをしているため、このような表現としました。
5	<p>大気汚染防止では「ダイオキシン類対策特別措置法」「大気汚染防止法」「環境確保条例」も遵守してください。</p> <p>水質汚濁防止では「水質汚濁防止法」「ダイオキシン類対策特別措置法」「環境確保条例」も遵守してください。</p>	遵守します。

	また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体工事に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」も遵守してください。	
6	緑地面積が現状から3分の2に減ることに反対する。公開緑地を整備し、工場を一周できるウォーキングコースなど、公開緑地の整備・拡充を希望する。	新工場においては、最新の公害防止設備等を導入することと、焼却廃熱利用の高効率化による機器の大型化などにより、一部の緑地面積が減ることになります。 公開緑地の扱いについては、現状と同様の広さとして、再整備します。その他については今後検討していきます。
7	壁面緑化を設置してほしい。	屋上緑化については、今後、詳細に計画していきます。 壁面緑化については、これまで実施してきた工場建替えの経過をふまえ、様々な課題が認められることから、今後検討していきます。
8	「建物緑化等の充実」の実現をしてほしい。	「建物」「煙突」のデザインを2~3パターン用意して、住民投票を実施してほしい。
9	「建物」「煙突」のデザインを2~3パターン用意して、住民投票を実施してほしい。	デザインについては、地域の皆様方のご意見をふまえ、今後行われる入札参加者による技術提案の中でデザインを決定していきます。
10	災害時に活用する雨水利用の設備をつくってほしい。	雨水利用については、構内道路の洗浄用として活用を計画していますが、災害時には、可能な限り活用するなど、今後検討していきます。
11	ごみの環境学習コーナーをつくってください。	今後、実施設計の中で環境問題や廃棄物問題等社会学習を行う場等の設置を計画していきます。
12	地域貢献として、防犯カメラを設置してほしい。	犯罪等の発生を抑止する目的で設置する防犯カメラは、プライバシー保護の観点など、運営上課題も多いことから、現在想定していません。
13	家屋調査を行う範囲を教えてほしい。	家屋調査の調査区域は清掃工場敷地境界から30メートルの範囲を予定しており、その範囲において、個別に対応してまいります。
14	商売をやっているため、営業補償などを検討してほしい。	今後、建替計画の決定にあたりましては、区民に愛され、環境に優しい清掃工場をつくっていけるよう努めてまいります。
15	基本方針、基本コンセプトに沿ったものにしてほしい。	北・西側において、騒音が住宅に影響する部分には防音壁の設置を計画していきます。
16	防音壁は住宅側には必ず設置してほしい。	

### 3 地元還元について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	プールは建替工事期間中も利用できるのか。	【北区】 北清掃工場の建替工事期間中についても、プール（入浴施設）はご利用いただける予定です。ただし、設備機器の不具合等により、利用者の安全が確保できない場合には、休館を伴う工事等を行う場合もあります。
2	還元施設である旧志茂西ふれあい館の耐震工事をしてください。	【北区】 旧志茂西ふれあい館は昭和46年に地域のコミュニティ施設として整備されましたが、平成10年に元気ぶらざが開館した時に、ふれあい館としての機能は元気ぶらざに集約されました。旧志茂西ふれあい館は廃止後、地元の町会により自主管理という形で使用されていましたが、耐震性の問題により、現在は地域コミュニティの資機材倉庫として使用されています。
3	他の公共施設への熱供給の拡大という余地があるのか。	23区において、清掃工場整備に伴う新たな熱供給先の対応は行わない旨確認しており、他施設への拡大は原則として想定していません。
4	なでしこ小学校へ温水供給はできるのか。	

### 4 環境対策について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	汚染土壌の封じ込め処理案内看板に誤記があれば修正してほしい。	誤記ではございませんが、不用意に掘り起こされないための注意喚起になります。
2	旧工場の解体工事の時、周辺いっぱいにネズミが逃げ出し多くの区民が迷惑した。今回の建替計画では、それに 対して対応していただきたい。	現在の工場では、害虫やねずみの痕跡は見られませんが、解体前には、設備内や建物内を十分に清掃します。当時の衛生状況と比べて、害虫やねずみが大量発生することは考えにくいですが、充分な環境対策を施していくきます。
3	観測井戸の水位・水質検査結果の発表を行ってほしい。	観測井戸の水質検査は定期的に行っており問題ないと確認しています。なお、水位は測定していません。
4	汚染土壌の種類と処理方法及び処理量を教えてほしい。	対象物質として、亜鉛、カドミウム、水銀、鉛が確認されました。 まず、共通処理としてスラリー化したセメント系硬化材を地盤に注入し、地盤とともに攪拌混合して、化学的に固化する深層混合処理工法で土台を固めています。 次に含有基準を超えた水銀土壌は、硫化ナトリウムを加え不溶化した後に硫化第一鉄を加えコンクリート槽に

		<p>封じ込め、その上に溶出基準を超えた鉛土壤にセメントを加え不溶化した上でコンクリート槽へ封じ込めています。</p> <p>次に含有基準を超えた亜鉛、カドミウム、鉛含有土壤及び当時に基準はありませんでしたが環境基準の溶出基準にある水銀及び鉛溶出土壤は、鋼矢板で囲ったピットに底をコンクリートで固めた上に防水シートで内張り処理した上で封じ込め処理をしています。</p> <p>土量は含有対象の水銀が 310 立方メートル、溶出対象の鉛 290 立方メートル、その他の土壤が混合土壤として 1,510 立方メートルです。</p>
5	公開緑地の大部分に汚染土壤が埋設されているため、早期に撤去していただきたい。	「4 環境対策について No. 4」に記載されている安全対策を施しているため、撤去は検討しておりません。
6	緑地の汚染物質を早期に撤去してほしい。	
7	公開緑地に埋設されて 25 年経過している汚染土壤を撤去していただきたい。	
8	今後発見された汚染土壤について、現行の法令に基づく適正な処理方法を示してほしい。	汚染土壤が確認された場合は、立ち入り防護柵やシート張りなど汚染の拡散防止措置等を行います。次に汚染土壤の成分や量など状況を確認し、基準に即した処置として原位置に留めるのか、搬出するのか検討していきます。
9	汚染土壤が出た場合には、よそに持つていけないとなると、公開緑地に埋設するのか。	
10	今の状態はもう普通に埋立地に持っていくというのが基本なので、現状にあわせた形で対応してほしい。	
11	当時と今の技術は違うと思うので、古い汚染土壤の処理方法を検討してほしい。	現行の土壤汚染対策法では、「土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定め、土壤汚染対策の実施を図り国民の健康を保護する」としています。このため土壤汚染が確認された場合、摂取経路が遮断され、被害に関する管理が行われていれば、問題ないとしています。
12	環境アセス実施時に、封じ込め槽の中の土壤の調査もしてほしい。	封じ込め処理土は、この法律の施行前に処理したものですが、現法律に準拠した処理をしていることから、適正に管理されております。このため、封じ込め槽内の処理土の調査等は考えておりません。

		なお、環境アセス実施時には、公開緑地を含めた北清掃工場計画地内の土壤・水質調査を行う予定としております。
13	苦情が来たときは、速やかに対応できるような体制をとっていただきたい。	監督員事務所の設置を計画しており、当組合の職員が常駐し、速やかに対応できる体制を整えていきます。
14	煙突の高さについて、120メートルの根拠を説明してほしい。	煙突の近隣にある高層建築物の風の巻き込み等による影響を考慮して煙突の高さが定まります。 現在の北清掃工場の煙突の高さは、目黒清掃工場と比較して、近隣に高層建築物が少ないとから 120m となっております。
15	目黒清掃工場の煙突は150 メートルだが、北清掃工場の煙突は 120 メートルである。この差の理由を説明してほしい。	
16	ダイオキシン類については、法規制値を 0.1 ではなくて、0.01 とか、0.001 に下げられないのか。	ダイオキシン類は、単独の設備で処理するわけではなく、燃焼管理や各公害設備機器で発生抑制、分解・除去を行い、その結果として法に定める基準値を満足させることから、他の物質とは異なり定量的に除去率を求めることが困難なため、自己規制値を設けておりませんが、これまでの当組合の清掃工場での実績では、法規制値を十分下回っています。
17	封じ込めてある水銀や鉛の土壤について、浅いほうの井戸に関して計測をしていないため、漏れているか、漏れていないかもわからない。	現在実施している定期測定において、特に経年的な変化が確認されていないことから、封じ込め槽は適切に管理できているものと考えます。
18	2か所の水質検査することになっているが、1か所しかやっていないのはなぜか。	

## 5 住民との協議について

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	前回も工事協定を結んでいるため、今回も協定を結んでもらいたい。	近隣住民・北区・当組合で構成する建替協議会において今後検討していきます。
2	道路拡張計画について、東京都に対して陳情書を出していただきたい。	補助第86号線事業の件で、都市計画決定の取消しをめぐって訴訟中ですので、本件について当組合が意見を申し上げるのは差し控えさせていただきます。
3	協定書を第1次、第2次、3次、4次、5次とつくってきた。これを遵守してほしい。	補助第86号線事業の件で、都市計画決定の取消しをめぐって訴訟中ですので、第一次、第二次操業協定の効力の有無について争点になっていることから、現段階において当組合が意見を申し上げるのは差し控えさせていただきます。
4	全ての協定書（1次～4次）を遵守してください。	補助第86号線事業の件で、都市計画決定の取消しをめぐって訴訟中ですので、第一次、第二次操業協定の効力の有無について争点になっていることから、現段階において当組合が意見を申し上げるのは差し控えさせていただきます。
5	今回の意見書について正式な回答をいただきたい。	皆さまから寄せられたご意見等につきましては、一組の考え方や見解などを付記して、ホームページで公表していきます。
6	町会員及び小学校保護者会を対象に説明と質疑応答の場の開催を要望する。	説明会に関するご要望があれば、可能な限り対応させていただきます。
7	説明会の頻度を増やしてほしい。	

## 6 その他

No.	ご意見・ご質問の要旨	当組合の見解
1	ご意見等の募集期限が5月31日まででは短過ぎるのではないか。	当組合で定めています、東京二十三区清掃一部事務組合パブリックコメント実施要綱に準じて、14日としています。
2	今回の説明した内容で計画は進んでいくのか。	頂いたご意見・ご要望をふまえて、今後、建替計画として取りまとめていきます。 その後は、環境影響評価手続の中で事業に伴う環境影響やその対策等についてご意見・ご要望を伺います。
3	25、26年の稼働でもう建替えるのか。	清掃工場の整備計画では、ライフサイクルコストをふまえ、工場延命化及び工場建替えを計画しています。計画では、プラント設備耐用年数は約25～30年としており、工場延命化及び工場建替えを個別に検討しています。
4	建替えた後も同様に25、26年稼働したら、建替えるのか	建替えた後も同様に25、26年稼働したら、建替えるのか
5	建替えではなく、移転することは出来ないのか。	平成15年の区長会において新たな工場はつくらないことが確認されています。 移転するには、現在と同じ処理能力600tの場合、2万平方メートルを超える広大な用地を新たに確保しなければならないことに加え、清掃工場の建設には、建築基準法の制限があることなど極めて困難な課題があります。
6	24時間、いつでも連絡がとれる、権限のある担当者の携帯番号を公表してください。	工事を実施している期間中については、監督員が常駐し監理するための監督員事務所が設置され、連絡先についても公表してまいります。
7	ごみ戦争の歴史を残すため、コーナーをつくってほしい。	近隣住民・北区・当組合で構成する建替協議会において今後検討していきます。
8	杉並清掃工場にもあるように、北清掃工場にも歴史等を展示する資料館をつくりたい。	杉並清掃工場にもあるように、北清掃工場にも歴史等を展示する資料館をつくりたい。
9	区民との意見交換会において、「杉並清掃工場は地域の人のいろいろな意見を入れて、一緒に考えてつくった工場」と記載されているが、北清掃工場の建替えについても、建替協議会の委員だけでなく、地域の人と一緒に考えてつくってくれるのか。	杉並清掃工場では、北清掃工場と同様に、近隣住民委員、杉並区委員、清掃一組委員の3者で構成される建設協議会を設置しています。 建設協議会については、年2回程度、清掃工場の建替計画や解体・建設工事について報告・了承を得る会議体になります。 北清掃工場建替事業においても、今後、建替協議会を開催し、委員の皆様からのご要望をお受けしたいと考えています。

10	北清掃工場で保管している封じ込め槽の場所や施工方法等の記録を見せてほしい。	ご質問の記録については、東京二十三区清掃一部事務組合情報公開条例に基づき、公文書の開示請求手続でのご対応となります。
11	区民との意見交換会では、テーマに関係ない話をしてもいいのか。  杉並清掃工場の建替えについて、少なくとも3回はテーマとして取り上げているが、他の工場の建替えについてもテーマとして取り上げる予定はあるのか。	区民との意見交換会では、テーマ以外のご意見・ご質問をお寄せいただいても構いません。また、杉並清掃工場で3回実施した理由ですが、意見交換会の開催時期と建替工事の進捗状況が見学に適した時期であったこと、また、多くの区民の方に意見交換会に参加いただくため最寄駅から近い工場であることなどの理由により、結果的に杉並清掃工場で3回実施しました。  現在建替工事を実施している光が丘清掃工場、目黒清掃工場での意見交換会の開催については、工事の進捗状況等を踏まえ、検討していきます。
12	清掃工場で焼却しているごみの半数近くが紙類であるため、紙で出来ているパッケージや包装紙など再利用可能なものは再利用にまわすよう指導してほしい。	【北区】  北区では、一般廃棄物処理基本計画2015に基づき、資源の分別、再利用を推進しています。紙類の再利用については、古紙としてリサイクルできる「雑紙」の分別について積極的にPRを行い、ごみ排出量の削減に努めています。